

ぬながわ森林組合だより

令和7年7月発行 発行責任者／岩崎 秀治

発行／ぬながわ森林組合 〒941-0052 新潟県糸魚川市南押上 2-13-6 電話 025-552-1533



ごあいさつ

代表理事組合長 岩崎 秀治

組合員の皆様には、日頃より格別なご高配賜り誠に有難うございます。

まず、食品加工施設の解体についてご報告申し上げます。第32回総代会第3号議案の議決に基づき、全国農業協同組合連合会新潟県本部と解体工事における設計業務委託契約を締結しました。令和6年7月1日には指名競争入札が行われ、解体工事業者が決定し、工事着手となりました。工事期間中、騒音等でご迷惑をお掛けしましたが、近隣の皆さまのご協力、ご理解をいただき、令和6年11月に無事解体工事が完了し、検査・引渡しとなりました。

次に、農林中央金庫 森林再生基金(農中森力基金)へ公図未整備地区における荒廃民有林「東中千本スギ」再生事業の取り組みについて、東中155haを対象に航空レーザー計測を実施し、CS立体図等を作成し継続的境界明確化や間伐・主伐等施業提案に繋がります。今回、森林整備対象面積7.29haにつきましては、解析したCS立体図等を和紙図に重ね調整することで、森林地番想定図を作成しました。施業集約化へむけ森林所有者の把握や森林の現況調査のため高性能GNSSアンテナ、森林作業道等の設計のため路網設計ソフトを導入し対応しました。10月に一次審査通過をし、同月に、フォローアップ事業で、高知大学後藤名誉教授等から現地指導や講評をいただき、二次審査に向け課題解決のため取り組んだ結果、二次審査も通過することができました。全国森連・新潟県森連、糸魚川地域振興局、糸魚川市、地元区長等の方々からご



農中森力基金 東中千本スギ再生事業 説明会

協力をいただき感謝しております。引き続き、令和7年度のハード事業(林業専用道開設等)にもご協力をお願い申し上げます。

事業につきましては、事業収益275,817千円、事業総費用257,396千円で、事業利益18,421千円となり、計画の8,745千円に対し大きく利益増となりました。主な要因として、利用部門利用事業が計画の80,000千円に対して116,472千円(計画比146%増)となり、支障木伐採工事等多く受注することができ組合の技術力発揮ができた結果となりました。

また、組合員(個人加入者)の場合、庭木の伐採や草刈り等の発注をいただき作業完了時、組合員割引(工事費から5%割引)を37件適用しました。森林整備事業につきましては、令和6年度から花粉発生源対策として、スギ人工林の伐採・植替え等を推進する特定機能回復事業(林相転換特別対策)が始まりました。主な条件として花粉の少ない苗木等の植栽を行う事により、主伐(伐採)作業に補助金が支給され、田海地区で0.65ha皆伐作業、0.57haの花粉の少ないスギ苗木を使用した植栽(再造林)を行いました。令和4年度から始まりました新潟県循環型林業実現モデル事業が最終年度となり、昨年度に引き続き大和川・田海地区でご協力いただきました。モデル事業を振り返り、搬出材積について誤った報告をしていたこと事わかり、森林所有者の方へご迷惑をお掛けしました事について反省しております。お互いの信頼回復に向けて、再発防止策をたて実行して参ります。

第33回 通常総代会開催

令和7年5月28日、大和川地区の総代岩崎茂氏が議長に選出され、ビーチホールまがたまにて第33回通常総代会が開催されました。総代の皆様よりご意見、ご質問を賜りながら、全ての議案について原案通り可決されました。



第33回通常総代会提出議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処理案の承認について
- 第2号議案 令和7年度事業計画(案)の承認について
- 第3号議案 高性能林業機械取得について
- 第4号議案 令和7年度事業取扱手数料の決定について
- 第5号議案 令和7年度借入金及び余裕金預入先金融機関の決定について
- 第6号議案 退任役員慰労金の支給について
- 第7号議案 令和7年度理事及び監事の報酬決定について
- 第8号議案 定款等の変更について



第1号議案 令和6年度業務報告書(抜粋)

I. 貸借対照表

令和7年3月31日現在(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
部 門	金 額	部 門	金 額
流 動 資 産	214,061,928	流 動 負 債	22,678,746
固 定 資 産	111,393,200	固 定 負 債	12,282,225
外 部 出 資	13,284,000	自 己 資 本	303,778,157
資 産 合 計	338,739,128	負 債・資 本 合 計	338,739,128

II. 損益計算書

自 令和6年4月1日～至 令和7年3月31日(単位:円)

収 益			費 用		
部 門	区 分	金 額	部 門	区 分	金 額
指 導	指 導	1,177,356	指 導	指 導	1,606,347
販 売	販 売	50,748,584	販 売	販 売	35,029,418
森林整備	木材加工	386,601	森林整備	木材加工	359,818
	利 用	217,516,429		利 用	150,177,641
	購 買	5,988,801		購 買	4,996,167
合 計		275,817,771	合 計		192,169,391

VI. 令和6年度剰余金処分案

(単位:円)

科 目	積 算 内 訳	処 分 額	合 計
法 定 準 備 金	当期剰余金の5分の1以上	0	0
任 意 積 立 金		17,806,280	17,806,280
次期繰越剰余金			8,000,000

III. 事業管理費 65,227,170円

IV. 事業外損益 △22,085,388円

V. 特別損益 △161,667円

事業総利益 83,648,380円

税引前当期純利益 △3,825,845円

当期末処分剰余金 25,806,280円

令和7年度 事業計画

令和7年度から、利用間伐における補助対象となる林齢について、70年という制限が設定されました。更に、花粉症発生源対策として再造林を実施する主伐に対して、新たに補助が受けられることになり、収穫期を迎えたスギを伐採して利用し、木材収入を得て再び植栽を行う「伐って、使って、植える」という循環型林業に大きく舵が切られました。

これまでも市内において主伐・再造林モデル事業に取り組んで参りましたが、今後はより一層主伐・再造林に取り組み、組合員の利益還元に向けた体制を構築します。その際に懸案となる境界明確化については、引き続き農林中央金庫森林再生基金(農中森力基金)にてICTを活用したノウハウを蓄積して参ります。

伐採事業におきましては、機械やツリークライミング技法など特殊伐採技術にて、組合員の支障木伐採依頼にお応えして参ります。

第2号議案 令和7年度事業計画(抜粋)

II. 損益及び取扱計画

自 令和7年4月1日～至 令和8年3月31日(単位:千円)

収 益			費 用		
部 門	区 分	金 額	部 門	区 分	金 額
指 導	指 導	1,000	指 導	指 導	1,500
販 売	販 売	71,044	販 売	販 売	59,085
木材加工	木材加工	500	木材加工	木材加工	425
森林整備	利 用	201,350	森林整備	利 用	149,070
	購 買	7,000		購 買	5,858
合 計		280,894	合 計		215,938

III. 事業管理費 59,208千円

IV. 事業外損益 200千円

計画事業総利益 64,956千円

税引前当期純利益 5,958千円

当期末処分余剰金 11,958千円

第3号議案 高性能林業機械取得について

◎提案理由

現在は0.2m³プロセッサ、0.5m³ハーベスタを中心に造材を行っていますが、取扱う材が太く重くなってきていることから扱いきれず、チェーンソーによる手造材も並行して行っていることから、造材工程がボトルネックとなっています。また現在の0.2m³プロセッサは導入がH19年度と古く、修理費もかさんでいることもあり、当該のプロセッサと0.5m³ハーベスタと入れ替え、造材工程をハーベスタ2台で対応することで手造材していた人員で伐倒と集材を行います。伐倒速度の向上とハーベスタによる造材の稼働率の向上が見込まれます。また少人数による主伐にも対応するため、プロセッサではなく、ハーベスタの導入をお願いします。



機種 イワフジ工業(株) GPI140TC
油圧ショベル(ベースマシン 0.5m³級クラス)



導入スケジュール(案)

6月中	入 札
12月頃	重機納入
1月～2月	検査・引渡

第4号議案から第8号議案まで原案通り承認可決されたため省略させていただきます。

総代会質疑応答



第1号議案

Q. 東中の事業の位置づけと組合に将来どのように活用されていくのか

A. 事業利益が年々減少していく中、丸太の運搬費用が大きくなってきた。
理想は、林道に施業場が接していて、丸太をそのまま大型トラックに載せて運ぶことが理想的。現在の道では幅も狭く、運搬の重さに耐えられず、路面の割れ、運搬コストが非常に負担になっている。今ある林道、農道を拡幅するのか、若しくは新しい道を作るとの考えに達した。本事業では林業専用道路（規格相当）の道を作る。道を作るには境界を明確化しなければならない。既存の補助金ではとても費用が賄えず、前に進めることが出来なかったが、農林中央金庫の森力基金に採択され事業に至った。その様な中、国による花粉症発生源対策が始まり、スギの植替えて補助金が出るようになり、この東中千本スギ再生事業による境界明確化のノウハウが、今後市内の皆伐・再造林に繋がる事にもなった。今回は基金に採択され、航空レーザー計測や境界明確化に取り組むことが出来たが、事業の継続には新たな予算が必要のため、行政へ要望を続けていく。

Q. 雪が多いだけで丸太の入荷が減るのか。

A. 今年の1月、2月の大雪で間伐事業の作業がストップになったため、入荷が少なくなった。

第2号議案

Q. 利用間伐の70年という制限とは70年未満なのか、以上なのか。

A. 林齢については、70年以下。

Q. 薪を扱うのであれば、薪ストーブの取り扱いも増やしてみehowか。

A. 薪ストーブについては、ご自宅で薪ストーブを使っている方の需要が多い。

第3号議案

Q. 平成19年のプロセッサ1台のみ廃棄して購入するとなると、ハーベスタが2台となる。冬場に2台フル稼働することはないので、リースでも良いのではないか。

A. 雪の時期以外では、2台同時で稼働を計画している。リースについても比較検討したが、シュミレーションの結果、購入が好ましいとの結果になった。また、リースでは借りたいときに借りられない事もある。
工夫しながら稼働させ、無駄なく使用したい。

第8号議案

Q. 300日以内という事ですが、家族で組合に加入しているか分からず、何年か放置してしまうことが予想されたとき、森林組合側から連絡はないのか。そもそも家族が加入しているのかも不明な場合はどうしたらいいか。

A. 市役所に死亡届や、法務局に林の名義変更手続きをしても、森林組合には、個人情報の関係もあり、連絡は入ってこない。
300日を過ぎても名義変更はできる。法律上での区分けをするために記述してある。
また、総代様や組合員様に今現在の組合員名簿を確認いただき異動の情報を頂戴し、森林組合から、該当の組合員に連絡をするという活動もしている。ご家族で、出資証券を保管していただくようお願いしている。
出資証券をなくしたときは再発行をしているので、保管をお願いしたい。相続の時に金庫等から証券が出てきて気付くきっかけになる。

意見

- チェーンソー講習についてもっと開催地区を拡大してほしい。
- 総代会ではなく、地区別の小さな集まりを実施し、質問や意見が出しやすかった。今後も実施して欲しい。

木材加工・購買品について

糸魚川産木材を使用した薪を作成・販売しております。

また、森林香も取り扱っています。キャンプに大活躍間違いなしです！

是非ご購入ください。



1,210円(税込)



1,320円(税込)



1,727円(税込)



薪(糸魚川産木材)

660円(税込)

お問い合わせ

ぬながわ森林組合 業務部

電話 025-552-1533

利用事業について

行政や企業方から多くのご依頼をいただき、支障木伐採や除草作業を行っています。

組合員の方からも、自宅の支障となる木のお悩みやご相談を受け、解決に向けたご提案をさせていただいています。

昨年度から、組合員（個人加入者）の方からご発注いただいた場合、組合員割引として工事費から5%割引を実施し、組合員サービスの向上を図っています。

お見積りは無料で行っていますので、お気軽にお問い合わせください。



除草作業



クレーン・高所作業車作業



特殊伐採

組合員の声

組合員として伐採工事等を依頼して

池亀 俊幸

家督相続制度が既に廃止されていながら、40年以上前でも「長男優先」などと考える時代がありました。当方も多分に漏れず父には長男への強い思いがあったかと思います。三人兄弟の三男の私が家を継承することになったのは私自らの意思でありました。5年前に亡くなった父の森林組合員の継承も余儀なく、所有責任を負う役割となりました。

継承した我が家は、いわゆる「林家」であり、その昔祖父は林業が生業であったようで、炭焼きや木造船造船所と取引があったようです。時代と共に森林との関わりも大きく変わりました。戦後の復興や1950年以降の住宅建築ブームの一方、燃料がガスや石油に代わり、徐々に増やした人工林は手が加わらず荒廃状態。周りを見ても相続登記がされない、「不在村者」でますます放置状態に化しています。

今回、ぬながわ森林組合さん（担当・恩田様）に実家のあった集落で「杉」の伐採・処分をしていただきました。自宅近くの畑には周囲に「杉」「竹」「くるみ」があり、畑の日当たりが悪い、杉の枝が畑に落ちる。そして何より隣接の集落作業場の支障木となりつつあるなど懸念点はいくつかありました。10年ほど前に柿の木の倒木で作業場の2階窓ガラスを損傷したことが伐採を依頼したきっかけになりました。太い杉の木は年輪で104年程度。合わせて5本が倒され明るくなった畑は日当たりもよく、実家の跡地からは、焼山・火打山・妙高山の眺望がよくなり、ますます気に入った場所に変化しております。

数年前に最初の見積もりを依頼し、積雪が残る3月の伐採でした。どこまで伐採するか、また費用面では予算と作業範囲など何度か打合せを行い、行き違いのないように伐採

木の写真添付をしていただき、枝の処理方法等も確認いたしました。冬季間の伐採は色々な依頼者側のメリット、伐採側の雪による土地や構造物への養生効果もあるようです。隣地土地所有者への事前の連絡や与えた支障もなく、滞りなく終了出来たことは何よりです。また伐採により私の子への負担が一つなくなったことも精神的に安堵感があります。

相続登記が義務化され、山林を相続した今思うことは、「親の元気なうちに現況確認し状況を知ること」これは山林に限らず、田・畑・宅地等の不動産は特に重要なことと痛感します。年々成長する「育児放棄」した山林の実態を考えて見ることも良いのではないのでしょうか。治山としての役割・温暖化・カーボンニュートラルゼロなどの一躍を担う山林・新たな木材需要など木の良い面が多くある反面、身近にある自身の所有山林は深刻な課題です。森林組合と組合員との関わりはますます重要な時代であると強く思います。

以上

余談ですが、もともと「木」への愛着があり、木工品にも強い興味がありました。今回の立木も根の上の部分を椅子に利用したく、通常より高い位置の伐採を依頼し、時々現地で加工して楽しんでいます。丸太椅子も昨年いくつか作ってみて木の良さを感じ、作れる楽しさを感じています。

今回の伐採木（現在加工中）



鳥の巣箱



昨年作った丸太椅子



森林整備について

組合員の皆様を中心とした所有者皆様からご協力いただき、広範囲で間伐を主体とした森林整備を計画し進めております。

また、再造林植栽地で下刈などの保育作業も計画し作業に取り組めます。

6年度実績

単位:ha

大 字	間伐更新伐	主 伐	再造林
谷根見滝	6.58		
大和川	11.75		0.27
御前山	8.89		
山之坊	8.91		
田 海	1.19	0.65	0.57
上 路	4.16		
計	41.48	0.65	0.84

7年度計画

単位:ha

大 字	間伐更新伐	主 伐	再造林
大和川	16.06	4.06	3.3
東 中	7.29		
山 口		0.2	0.1
小 滝		2.96	2.52
須 沢		1.19	0.96
計	23.35	8.41	6.88

森林・路網整備アンケート結果

Q 今回の森林・路網整備は、事業費の赤字を森林組合が負担し、森林所有者の負担金を0円で行き届く仕組みについてどう感じるか。

令和5年度 大神堂地区

①満足	②不満	③その他
100%	0%	0%

令和6年度 東能生地区総代

①満足	②不満	③その他
80%	20%	0%

令和7年度 東中地区

①満足	②不満	③その他
94%	0%	2%

花粉発生源対策への取り組み

成熟期を迎えた森林資源の循環を図るため、田海地区、上路地区において主伐再造林に取り組み、花粉の少ないコンテナ苗の植栽を行いました。

今年度は広葉樹植栽による林相転換も計画しております。

主伐・再造林など森林整備のご相談は担当までご連絡ください。



森林資源循環型林業への取り組み



現地立会



作業道開設



積卸



積込



ハーベスタ造材



伐倒



植栽作業中



植栽全景



植栽苗木
花粉が少なく成長が早い
品種を小さなコンテナ容器
内で育てた苗木



新潟県事業への対応

以下の事業に取り組めます。

新 規

新潟林業イノベーション推進事業

● 森林資源等の利用拡大

小規模・零細な本県林業の産業構造を大規模・安定的な構造へと変革するため、新たに森林組合の経営基盤の強化や集約化による施業規模の拡大・生産の効率化の取り組み支援。

お問い合わせ

ぬながわ森林組合 業務部

電話 025-552-1533

組合員へ利益還元が実現できる体制整備

ぬながわ森林組合ビジョン2030で掲げた組合員サービスの向上の一つとして、これまで育て利用期を迎えているスギを収穫(全伐)し再造林を行う、低コスト・循環型林業を確立すべく、この度農林中央金庫 森林再生基金(農中森力基金)、公図未整備地区における荒廃民有林「東中千本スギ」再生事業にて実証に取り組みました。



現状

これまでは、山一つとして集約化し、所有者負担も収益還元もない形で整備してきましたが、受託した組合側は採算がとれていないのが現状です。

利用間伐での問題点①

集約化コスト > 支援交付金

※境界明確化未実施

生産・販売コスト > 木材売上+補助金

利用間伐での問題点②

運搬路修繕・養生等費用負担

路盤がトラック運搬に耐えられず、凹みや割れ・剥離が発生。修繕費が重負担。

境界明確化未実施

集約化コスト > 補助金

今後の収穫(主伐)再造林と林業専用道の開設にあたっては、立木の境を明確にしないと、同意取得や収益還元が出来ないため、境界明確化が避けて通れません。これまでは、人的資源と膨大な費用捻出、所有者の高齢化や不在地主の点などから進めることができませんでした。デジタル技術活用による効率化で取り組んで参ります。

コスト削減・生産性向上策

①集約化協力員体制

③境界明確化

⑤林業専用道(規格相当)

新規開設・既設道の改修

②航空レーザー計測結果の活用

④路網設計支援ソフト

森力基金は今回の事例しか適用にならず、今後も継続的に全市的に実施していくためには、森林環境税での取り組みへ移行するなど、行政とも定期的に情報共有を図り、連携した地域森林管理体制の確立を目指して参ります。

事業成果報告書

1. 事業名

公図未整備地区における荒廃民有林「東中千本スギ」再生事業

2. 組合の事業概要

平成5年2月、能生町森林組合・青海町森林組合・糸魚川市森林組合が広域合併合意し、糸魚川市全域を所管とする、ぬながわ森林組合を設立。

当組合では、独自の糸魚川木材共販市を月次で

開催しており、市内・近隣市町村・隣県への木材供給に貢献しながら、販売力強化に努めているほか、販売面のみならず、森林整備事業等においても、糸魚川市内や上越市内の各森林組合や民間事業者、長野県の北アルプス森林組合や民間事業者と連携した事業を展開し、令和元年11月には「意欲と能力のある林業経営体」へ登録されている。

また、平成19年の高性能林業機械(プロセッサ)導入を契機に利用間伐と素材生産強化に注力して

おり、平成24年における森林経営計画制度開始以降の積極的な集約団地化が奏功、令和6年度末における素材生産量は7,837m³、10区域1,360haにおいて森林経営計画を樹立している。

さらに、当管内は県内でも唯一の1局1市1組合体制であり、県・市・組合の強い協力連携体制の基、令和4年度からは主伐・再造林モデル事業に着手し、経験・ノウハウの習得に努めてきた。目下、令和7年度からは素材生産計画量のうち、約9割を主伐材とするなど、鋭意主伐・再造林にシフトしていく計画である。



関係機関と連携した森林路網整備事業の推進

3. 事業目的

当組合が所管する根知・東中地区は「千本スギ」という愛称を持つ、周辺地域住民から期待される事業地であった。しかし、林道等が未整備のため、搬出間伐が条件となる補助金を活用した森林整備に繋がらず、山離れ及び境界の不明瞭化等により荒廃し、森林の多面的機能が低下していた。また、近年の気候変動影響により、溪流の縦・横方向共に立木を巻き込み浸食量が増加して溪岸の不安定化や、山崩れ等のリスク、接続するニゴリスミ川の下流域での土砂災害懸念が生じており、地区として森林・路網整備を含む森林経営計画立案が急務であった。しかしながら、当地区は公図未整備地区かつ、別地区の飛び地も数多く混在しているといった状況もあり、当該計画の立案は困難を極めていた。

そうしたなか、本事業では航空レーザー計測・解析を行い、実態に即した和紙図の伸縮調整、及び解析結果に基づいた森林地番想定図の作成を通じ、所有者の合意形成、作業道等路網整備を行うことで、荒廃林の再生、木材生産機能の創出、森林の多面的機能の回復、対象地と下流域の住環境の安定など、地域の持続可能な森林管理の仕組みづくりを目指すことを目的とした。



荒廃状況



土砂流出状況

4. 事業内容の概要

事業目的を達成するため、当年度はソフト事業に取り組んだ。

(1) 航空レーザー計測・地形解析

計画では区域面積全体を対象に航空レーザー計測を実施し、微地形図(CS立体図)を作成するとした。なお、実施面積だけではなく、区域面積全体を対象とすることで、本事業実施後の持続的な境界明確化、基幹作業道の開設、森林作業道の作設、過去間伐実施区域の再間伐と主伐再造林に繋げてゆく構想。委託先共同の上、上記計画を遂行した結果、計測区域の面積が155haから206haに拡大、206haの微地形図が完成した。

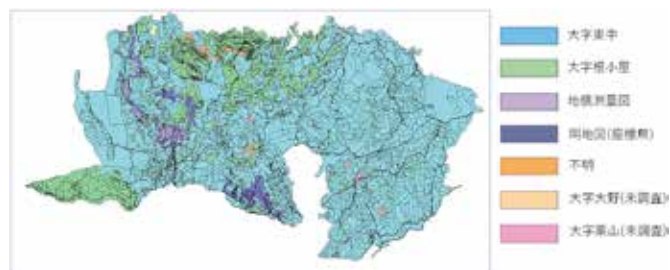


微地形図(兼 位置図)

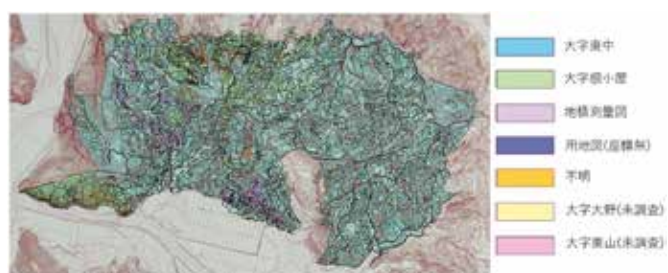
(2) 森林地番想定図作成

計画では解析結果を和紙図に重ね、実施面積の5.1ha分について、微調整しながら森林地番想定図を作成するとした。航空レーザー計測・解析の結果、地すべり地帯という事もあり、地形の凹凸と和紙図の地形がほぼ合わない結果となった。また、過去事例等を収集する中で、段階的に境界明確化・森林地番想定図を作成していくと、精通者へのヒヤリング内容などが基礎となってしまう、最終段階で区画配分に不平等性が生じる慮があるとの知見も入手した。それらを踏まえ、集約化協力員(森林所有者代表)とも協議し、地形に合わせるのではなく、和紙図に戻るという考えに立ち、地形変化が少ない尾根

線を基本に、レーザー計測解析結果と伸縮調整した和紙図を合わせ、実際の地形とは異なる森林地番想定図を完成させた。無理に地形と合わせる作業をやめることで、その分を地形の動きが少ないであろう根知川とニゴリスミ川を軸とした、森林地番想定図を作成することに繋がった。



森林地番地番想定図全体のイメージ



森林地番地番想定図全体のイメージ
(微地形図との重ね合わせ)

(3) 調査・設計

集約化及び基幹作業道と森林作業道の設計に向けた森林現況等の調査にて、事業地内に地すべり等防止区域・同施設埋設・史跡松本街道・送電線等が立地していることが発覚。本事業推進にあたり、災害を誘発させないことは絶対であるほか、施設や文化財は当然保護しなければならないが、送電線下は安全作業の検討をしなければならないが、他方、先代様が将来を期待して植えたスギの再生、収益化も同時に可能な限り果たしたいといった当組合の所期もあった。

これらの複雑な方程式を解くために、相応の時間とコストをかけ、諸関係機関と緻密な協議を重ねた結果、効果的な路網計画の樹立に繋がり、施業エリアを5.1haから7.29haへ、森林作業道整備を1,050mから1,990mへ拡大させることが出来た。



関係機関連携による森林調査



関係機関連携による路網設計踏査

路網設計にあたっては、路網設計支援ソフト(FRD)による設計にて、省コストで壊れにくい路網計画の策定を目指したが、従来の踏査による調査、設計を要する事となった。そうしたなか、組合内で複数回、糸魚川市農林水産課・建設課や新潟県糸魚川地域振興局にも複数回協力いただき、現地と机上で検討を重ねたため、計画以上のコストが掛かった。しかし、地盤面のデータがあるおかげで、人力設計後の線形に対して、標高と縦断方向に沿った距離が出力可能となり、新潟県糸魚川地域振興局のご理解のもと、林業専用道(規格相当)の申請に反映できた。

なお、当初は基幹作業道(トラック道)を作業道として計画していたが、事業期間中における視察・検討の結果、関係機関の協力もあり、有利な工事単価の基、高規格での作設が可能な林業専用道(規格相当)360mでハード事業を行う計画に変更した。

(4) 境界画定と路網法線決定

①境界明確化の机上同意

計画では説明会、現地立会等を経て、所有境の画定と法線設定を行う事としていた。各種研修・勉強会に参加する中で、境界明確化については関係者を集めての現地立会が相当の負担になっているほか、机上合意に切り替えても目立った障害がないとの検証結果を踏まえ、現地立会を経ず、ICTを活用した机上合意を目指し、事業効率化・コスト削減を図った。目下、机上説明にて法線設定の同意取得、所有界の画定の同意取得中であり、全所有者から同意を取得可能な見通し。なお、ハード事業に着手する前に、改めて現地立会説明会を開催する想定。

②公図未整備地区と和紙図

今回の事業対象地である東中地区がなぜ公図未整備地区なのか。市役所・法務局・地区役員や年長者に照会をかけたが、直接的な原因を突き止めることが出来なかった。

そのような中で、一般的に公図が整えられた歴史や現在までの経緯について、新潟地方法務局糸魚川支局より改めて解説を受けながら、明治時代に作製されたであろう和紙図が登記上正式に公図として採用が認められなかったのではないか、との見解を頂いた。



和紙図の状況



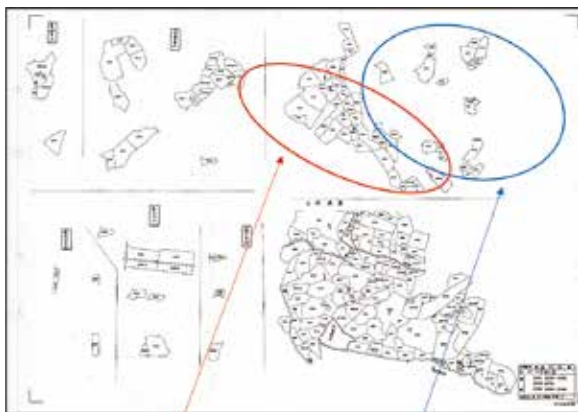
東中和紙図における
根小屋飛び地の表記状況

(東中の地番は黒漢字で表示、飛び地は赤字で根小屋村のみ表記で地番表示はない)

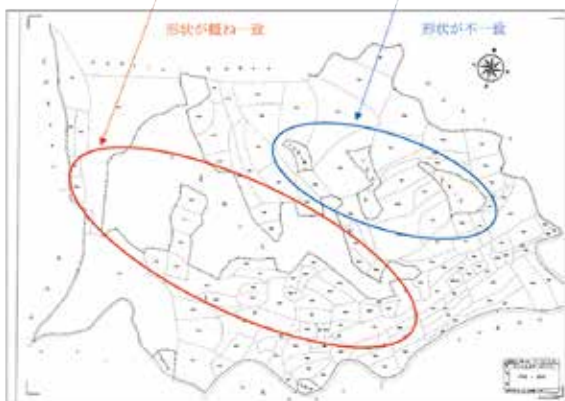
③飛び地の当てはめ

東中の和紙図に根小屋の飛び地を合わせることに、事業着手する前、お互いパズルのように綺麗に当てはまるものと期待していたが、実際はほとんど合わなかった。(合致する箇所もあったが少数であった)

対応として、東中と根小屋で似た小字名を固めて比較検討の上、各筆の面積割合や位置関係などから推測で当てはめを実施したが、それでも当てはめられない筆が残った。(林地台帳エラー数 約1,000筆)



根小屋 和紙図から起こした土地参考図 飛び地の状況



東中 和紙図から起こした土地参考図 飛び地の状況

④微地形図と和紙図が合わなかった対応

微地形図の地形・水路・道と、和紙図が見事に異なった事については公的・民間合意図面を基に、和紙図を調整することにて対応した。まず、各種合意図面の探索を実施し、農道中山線地積測量図(座標無)・地すべり防止施設用地図(座標無)・送電線管理図面(座標無)を入手した。そして、先述の図面を参考に、東中の和紙図を形状が変わっていないと見込まれる塩の道、変わりにくいであろう尾根・谷に合わせて調整した結果、相応のコストを要したものの、代替手段構築に成功、事業の見通しがついたほか、ノウハウを得る事にも繋がった。



各種合意図面を反映した森林地番地番想定図

⑤不明な地番への対応

委託先よりエラーリストとして返ってきた不明な地番への対応については、行政の持つ地番一覧を参考に推測することとした。

まず、糸魚川市農林水産課から市民課固定資産税係へ働きかけを行って頂き、東中・根小屋の全地番、登記地目、登記地積の一覧を入手した。そこから和紙図に表記されている地番と、市役所より提供いただいた地番一覧との相違について、改めて面積や所有者名等から推認して充て込んだ。当作業には相応の時間を要したが、精度を高めて仕上げる事に繋がり、貴重な経験となった。

(5)説明会

計画では区域面積全体の所有者を対象に事業説明会(全2回)を実施する事としていたが、和紙図と微地形図が殆ど合わず、事業継続に困難を極めたために、まずは事業遂行や事業説明会対応を協議すべく、森林所有者を代表する集約化協力員のみを対象とした説明会(報告・相談)を実施した。当説明会では、計画通り全体説明会を2回に分けると、意見集約の煩雑化が懸念されるため、境界案・施業の両方が完成した段階で、一括して合意を取

得していく方針とし、R7事業地森林境界案説明会として、全体説明会は1回のみとした。



集約化協力員会議



R7事業地森林境界案説明会

5. 事業の成果

(1) 和紙図の特徴と地番想定図への合成

大字東中と大字根小屋それぞれの和紙図を解析した結果、作成者又は作成時期が異なると推定された。これは、道・地形(じがた)・大きさ・位置が合わない、図によって縮尺が異なる(飛び地表示で合うところも一部あった<字タハラハタ・字中道西>)こと、道優先で作成されていると思われたこと、水路表示が少なく、途中で無くなったり、消えていたことなどによるものである。

※道は人が歩くと動く可能性がある

※水(青線)は谷地を流れることが多く、地形経年変化の影響が比較的少ないのだが、記載されていない箇所が多い

※尾根・谷は変わりにくい

そうしたなか、和紙図の作製時期が明治時代と推定されるだけに、耕作などによる地形変動が想定されるほか、地すべり地帯で地面が動き続けていることもあり、現在の地形に和紙図を合わせることは限界があると判断した。一方で、地物として唯一、尾根線と塩の道だけは比較的和紙図の原形を留めていたため、先述のランドマークを合成の主たる基準にすることとした。

(2) 所有者の合意形成

森林所有者へは本事業の意義を再認識していただく事から取り組んだ。自分の林がはっきり分からない、隣も誰だか分からないのでは、所有者はもとより、森林組合も手を付けらず荒廃化を招いている事実と、本事業が採択されなければ、事態は一向に好転しないこと、正に再生の道が開いたということに対して、再認識を促した。



事業実施図

<令和7年度 森林・路網整備計画図(地番想定図合成)>

凡例 朱色塗:間伐 7.29ha、橙点線:林業専用道(規格相当)360m、茶点線:森林作業道 1,630m、白線:地番想定図筆界、黄緑線:農道中山線、根岸色線:史跡松本街道



微地形図に和紙図から起こした土地参考図を重ね合わせた状況



現況に合わせて編集した状況(緑が筆界)

次に、財産に関わる森林地番想定図について、作成プロセスを含めて信認頂けるよう、合成においての限界について森林所有者の理解を得た上で、地形から離れ和紙図を前提とした新たな境界線を設けることや、和紙図以外からの情報収集に労力を惜しまず取り組んだこと、妥当性を徹底的に追求し、間違いが無いよう入念に複数回確認をした成果であることについて、丁寧な説明を実施。

結果として、森林所有者から自己負担なく、自分の林の位置や相隣関係が分かっただけでも大変感謝を頂けているが、それ自体は目的ではなく手段であるということ、また路網整備を通じた間伐及び皆伐により、スギ林の収益化に繋がることについて、再認識いただくことが出来た。また、実際にエラー地番でどうしても地番想定図に充てはめられなかった筆について照会があった際、丁寧に説明・お詫びをさせて頂いたことで、納得（諦めて）頂けた。

（3）森林境界推測図（兼 森林境界に関する確認書）の作成

森力基金終了後も継続的に境界明確化事業に取り組めるよう、当糸魚川市の小規模零細分散所有という実態に合わせながら、今後境界明確化の国庫補助が受けられる内容となるよう、様式を新たに作成した。

森林境界推測図（兼 森林境界に関する確認書）の効果・効力については、以下の様に整理した。森林所有者からは、本事業による境界明確化が及ぼす範囲について懸念する意見も多かったことを踏まえ、所有権界とするのではなく、森林境界（＝森林管理境）とする事で、効率的な合意形成が実現した。



森林境界推測図(兼 森林境界に関する確認書)例

【今回の効果・効力・目的】

- ・林業専用道（規格相当）（＝トラック走行路）開設にあたり所有者を推定し、同意取得する
- ・相隣関係を確認する一資料とする

【将来の皆伐時の効果・効力・目的】

- ・皆伐後の植栽（再造林）の際、本森林境界図の境界を、新たな森林境界とする
（皆伐の際は、これまで管理してこられた方の想いも考慮し、今回の森林境界推測図面積割りではなく、全体面積から登記面積に応じて収益を配分する。そして、植栽（再造林）の段階になって、本森林境界図を基に植栽木の所有界（＝管理境）としていく考えを表明）
- ・植栽（再造林）後、譲渡を希望される際の森林境界とする

（4）R7 事業地森林境界案説明会アンケート結果

1 今回の森林・路網整備は国・県・市の補助金、並びに農林中央金庫の森力基金の採択を受け事業を遂行しますが、赤字決算となっても ぬながわ森林組合が赤字を負担し、森林所有者の負担は0円で取組むスキームについて、おおむね

①満足	②不満	③その他
29	0	2
94%	0%	6%

2 もし、森林整備で自己負担があるスキームだったとしたら、

①同意しない	②同意する	③その他
22	7*	2
71%	23%	6%

*「金額による」との記載が4名

3 今回の路網整備は、皆伐（全部伐って収穫）・再造林のために整備したが、今回の再造林の説明を聞いて、全伐・再造林に

①興味がある	②興味がない	③その他
24	4	3
77%	13%	10%

4 再造林を実施した場合、下刈り、除伐、間伐などの保育負担や、固定資産税の負担が続くことになるが、再造林後の管理については、

①自分でやりたい	②他人に作業を依頼したい	③山林を譲渡したい
1	8	19
3%	26%	61%

考察

当組合は、かつて受託間伐の優良事業地において所有者還元が出来ていたが、現在は荒廃民有林で零弱な路網と集約化のコスト高などの理由から、還元が出来ていない。しかしながら、地区の要望を聞きながらの事業地選択、事業前説明会、現地立会、報告会等を経ながら丁寧に正直に説明させて頂くことで、所有者としては所有者還元を期待せず、自己負担なしでの路網整備と間伐工事に十分満足していることが伺えた。

以前隣接地区の民有林において、皆伐・再造林の提案をした際は、再造林後の保育負担が次世代に負の遺産として相続させると、合意形成に至らなかった。しかし今回、出口戦略を示したことで、全伐・再造林に興味を示される割合が急伸した。

6. 課題と取組方向

本事業地内における林業専用道（規格相当）路網配置計画においては、施業規制対象となる文化財・林内諸施設等を設計除外地として設定する事と、起点の位置が限られるところからのスタートとなった。また、路網設計支援ソフト（FRD）による設計は、ソフトが積極的に路網選定する平坦な低地が、実際田んぼ跡地で常時水交じりになっており、こちらも追加で除外地設定にしなければならなかった。これらにより、到達可能範囲、開設可能範囲が殆どなくなる事態となり、何とかソフトで設計が出来ないか、FRDソフトを試行錯誤してみたが、うまくいかなかった。

本現場は偶々ごく一部のエリアで針の穴に糸を通すような厳しい条件下での設計になってしまったが、別の一般的な事業地では有効に自動設計されることは間違いないと思われる。今後、別の事業地での活用を繰り返すことで、有効な自動設計の成果を得られる条件と、苦手とする条件を掴みながら上手に活用していきたい。

もし今後バージョンアップを通して、ソフトが軽く

動作され、タブレット端末でも滑らかな動作が実現するようであれば、タブレットをもって現地踏査に入り、地盤データからの自動設計では得られなかった除外地をその場で設定・再自動設計することで、更なるコスト削減に繋がるものと思慮される。



路網設計時の除外地と地形の状況

7. 事業成果を踏まえた今後の展開

林野庁令和7年度事業では、「森林の集約化モデル地域実証事業」（国・新規）について、糸魚川市から東中千本スギ再生事業に限り連携して要望を出す事を承認頂けた。このことにより、本事業で航空レーザー計測をして未活用・未実施だった東側、林道道山線～林道東中沿線にわたる将来の整備構想エリアについて、森林の集積・集約化を進めながら、森林の将来像の作成・共有、境界画定等を継続できる道が開かれ、新しい森林管理システムを構築できる方向となっている。

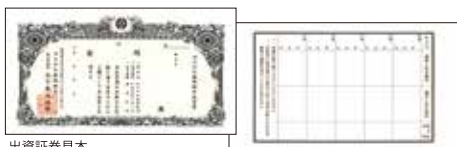
今回の事業による波及効果は、本事業が次の皆伐・再造林を目的として荒廃林を再生させるためのものであり、木材生産林として復活、そして再造林により循環させていく事について、森林所有者間で合意形成が醸成できた事である。皆伐による収益化には同意できても、再造林後の保育に伴うコスト負担まで含めての合意形成が難しいことを既に経験上していたため、当組合から新しい森林管理の仕組みを提案した。引き続き森林所有者自ら、そして次の世代にかけて所有・保育・管理していく事を当然の基本的な形態としながらも、自ら所有はするものの施業は組合に任せたいという形態や、皆伐を機に所有権を譲渡して管理してもらおうという新しい形態も提案させて頂いたことで、地域の持続可能な森林管理の仕組みを具体的にイメージ出来るようになり、安心感につながって地域の持続可能な森林管理の仕組みが形作られようとしている。

組合員の異動手続きについて

組合員の変更等ある場合は、下記の記入例を参考に次ページの名義変更届をご記入いただき、本人確認書類と共にぬながわ森林組合事務所へご提出ください。

名義変更・住所変更届

1. 相続や後継者への譲渡による名義変更
2. 住所変更、住居表示の変更
3. 名義変更の場合は、変更後の名義を出資証券に記載しますのでお手持ちの出資証券をお持ち下さい。
証券がない場合は、チェックを入れてください。



出資証券見本

注 意

お名前、ご住所の変更や、相続による名義変更等があった場合には届出が必要になります。届出がされていませんと郵便物が届かないことがあり、ご迷惑をお掛けすることになりますので、お手数ですがお手続きをお願いします。

名 義 変 更 届 (例) 記入例

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

ぬながわ森林組合長 殿

(相続人)
住 所 糸魚川市南柳上2丁目13番6号
氏 名 ぬながわ 大輔
T. E. L. 0552-15333
死亡した組合員との続柄 子

貴組合の組合員が死亡したことにより、私はその持分の私戻請求権を取得したので、貴組合定款を了知の上、下記により加入の申し込みを致します。

記

1 被相続人
① 死亡した組合員の住所・氏名
住 所 糸魚川市南柳上2丁目13番6号
氏 名 ぬながわ 花子
② 死亡した日 平成 28 年 ○ 月 ○ 日

2 宣言事項 私は上記被相続人で間違いありません。また暴力団員等又は、暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しませんし、将来にわたっても該当しません。

☒ 組合発行の出資証券を紛失したので再発行を希望します。

※【個人情報取扱いについて】
「名義変更届」により知り得た個人情報、は、当組合の定める個人情報保護方針に基づき、他の目的への使用は行いません。

組合員番号	承認書類	組合長	参事	常務理事	係
番 号					
本人確認書類					
組合員証照照査	森林簿・課税台帳				
区 分	300 日以上 組合員加入申込書提出届・持分私戻にかかる領収書(死亡)				
	300 日以内 相続による加入申込書				

名義変更届記入例

ご不明の場合は森林組合 総務部にお問い合わせ下さい。 電話 025-552-1533

職員の紹介 若き力につながって!



渡邊 栄一

当組合に勤めてまもなく10年目となります。渡邊栄一と申します。
現在は庭木の伐採作業や街路樹等の剪定作業に従事しています。
また、伐採工事のお見積りもさせて頂いて

おりますので、庭木に関する相談事やお困りごとがございましたらお気軽にご連絡ください。
皆様に喜んで頂けるよう、安全できれいな仕上がりを心掛けて努めて参ります。
今後ともよろしくお願いいたします。

森林作業員 募集中!

職場(現場)見学は随時受付中です。
お気軽にご連絡下さい。

仕 事 内 容

- 森林の手入れ、伐採
- 刈払機を使用しての草刈り作業
 - チェーンソーを使用しての伐採作業

特 記 事 項

- 刈払機、チェーンソーは組合貸与
- 燃料、オイル、刈刃、チェーンソー刃は組合支給



当組合のホームページです。ぜひ、ご覧ください。
下記QRコードからもアクセスできます。

<https://nunagawa-shinrin.jp/>



名 義 変 更 届

令和 年 月 日

ぬながわ森林組合長 殿

(相続人)

住 所

ふりがな
氏 名

T E L

死亡した組合員との続柄

貴組合の組合員が死亡したことにより、私はその持分の払戻請求権を取得したので、貴組合定款を了知の上、下記により加入の申し込みを致します。

記

1 被相続人

① 死亡した組合員の住所・氏名

住 所

氏 名

②死亡した日 平成 ・ 令和 年 月 日

2 宣誓事項 私は上記相続人で間違いありません。また暴力団員等又は、暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しませんし、将来にわたっても該当しません。

☐ 組合発行の出資券を紛失したので再発行を希望します。

※【個人情報の取扱いについて】

「名義変更届」により知り得た個人情報は、当組合の定める個人情報保護方針に基づき、他の目的への使用は行いません。

組 合 処 理 欄	組合員番号	確認書類		組 合 長	参 事	総務部長	係	
		番 号						
		本人確認書類						
		所有林状況確認	森林簿 ・ 課税台帳					
	区 分		300 日以上 組合員加入申込兼脱退届・持分払戻にかかる領収書(死亡)					
			300 日以内 相続による加入申込書					

名 義 変 更 届 (例)

記入例

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

ぬながわ森林組合長 殿

(相続人)

住 所 糸魚川市南押上 2 丁目 13 番 6 号

ふりがな ぬながわ たろう
氏 名 ぬながわ 太郎

T E L 5 5 2 - 1 5 3 3

死亡した組合員との続柄 子

貴組合の組合員が死亡したことにより、私はその持分の払戻請求権を取得したので、貴組合定款を了知の上、下記により加入の申し込みを致します。

記

1 被相続人

① 死亡した組合員の住所・氏名

住 所 糸魚川市南押上 2 丁目 13 番 6 号

氏 名 ぬながわ 花子

②死亡した日 平成 ・ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

2 宣誓事項 私は上記相続人で間違いありません。また暴力団員等又は、暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しませんし、将来にわたっても該当しません。

☒ 組合発行の出資券を紛失したので再発行を希望します。

※【個人情報の取扱いについて】

「名義変更届」により知り得た個人情報は、当組合の定める個人情報保護方針に基づき、他の目的への使用は行いません。

組 合 処 理 欄	組 合 員 番 号	確 認 書 類		組 合 長	参 事	総務部長	係
		番 号					
		本人確認書類					
		所有林状況確認	森林簿 ・ 課税台帳				
	区 分		300 日以上	組合員加入申込兼脱退届・持分払戻にかかる領収書(死亡)			
		300 日以内	相続による加入申込書				